

令和2年度税制改正要望

はじめに

戦後、「租税の民主化」により、昭和22年にそれまで行われていた所得調査委員会や市町村に徴収を委託する委託徴収制度（賦課課税制度）が廃止され、法人税についても納税者自らが税法の規定に基づき税額を計算し、申告納税する「申告納税制度」に移行した（法人税については決算確定後、政府による査定があった）。委託徴収制度には「所得調査委員会を経た決定方法は、地域のボスなどの介入を許し、税務行政を腐敗させる」という問題点があり、自主申告制度への移行にはこうしたことを防ぐ目的もあった。しかし、当時の社会経済状態からも経営者が難解な税法を理解して自主申告できるか危惧されていた。

このような中、法人会は、自主申告制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及を図るために企業間から自発的に誕生した団体である。以来法人会は、会員向けの税や経営に関する研修や会員相互の自己研鑽を重ね、税のオピニオンリーダーとして会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進める全国的な組織に発展してきた。

この要望書は、これらのことを踏まえ、「公平で健全な税制の実現」と「申告納税制度の維持発展」に寄与することを願って作成した。

令和元年 6月 5日

一般社団法人長野法人会
会長 山 浦 愛 幸

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

□税制改正要望における考え方と方向性

グローバル化が進展した現代において、日本経済と海外経済は無関係でなく、複雑に絡み合っている。現在の日本経済はアメリカ合衆国などが打ち出す自国優先の保護主義の台頭や諸外国間における貿易戦争や対立の影響を受け輸出が減少傾向であり、若干弱含んでいる。また、国内では介護や保育、建設などを筆頭に様々な分野で人手不足の状況が顕著になり「働き方改革関連法」や「改正出入国管理法」が施行され、社会全体の変革期を迎えている。特に働き方改革や生産性向上への社内システム変更・意識改革への対応も迫られており、企業の負担は大きい。

中小企業は我が国企業の99%※を超え、従業員数でも7割と日本経済の基盤を成し、当会においても会員の98%が中小企業である。加えて、中小企業庁の発表によると中小企業経営者の高齢化が進んでいることは明らかであり、県内企業においても3分の2近くが後継者不在という調査結果も出ていることから、経営者の大量引退に伴う大廃業時代の到来が危惧されている。

こうした中発表された平成31年度税制改正では、今年10月に予定される消費税率引き上げによる需要変動の平準化に向けた支援策やデフレ脱却・経済再生を確実なものにするための税制の見直し、地方創生に資する措置が講じられるとともに、経済活動の国際化・多様化に対応した納税環境の整備が行われる。しかし、こうした生産性向上や賃上げ、働き方改革や事業承継を後押しする見直しがなされているが、それも地域の雇用維持・創出を担う中小企業に元気がなければ活かしようがない。

法人会は「公平で健全な税制の実現」を目指しているが、公平とは応益・応能のバランスのとれたものでなければならない。また、健全とは申告納税制度の趣旨に鑑みても納税者が理解し納得できる税制であることが大前提である。その上で、中小企業が会員の大多数を占める法人会にあっては、地域経済を支える中小企業の成長に資する税制こそが日本全体の底上げにつながると当会は考える。

この要望は上記のような視点から会員アンケートを基に作成した。

— 要 望 事 項 —

□法人税

平成30年度には法人実効税率が29.74%台となったことは評価できる。しかし、ただ単に税率引き下げによる税収減の穴埋めを目的とした課税ベースの拡大は許されるべきでなく、税負担の公平性を目的とした課税を検討すべきと考える。また、企業の成長を後押しするためにも、法人の自由な制度設計を認めるシンプルな税制を求める。

1. 軽減税率制度（法人税）

平成31年度税制改正において、資本金1億円以下の中小法人の年800万円以下の所得については軽減税率19%を15%とする特例の2年延長が盛り込まれているが

これについては、特例ではなく本則とすべきと考える。また、本則とならないのであれば基本税率の段階的な引き下げが実施されていることから、これにあわせ特例の軽減税率自体も引き下げるべきと考える。これら改正がなされないのであれば、昭和56年以来、800万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を少なくとも年1千万円に引き上げるべきと考える。

2. 事業承継税制の拡充

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性向上を実現する観点から、10年間の特例措置として事業承継税制の拡充がなされた。これにより、相続

贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合、猶予割合が100%に引き上げられ、雇用確保要件の緩和、減免制度の創設、複数人による継承などが措置されたことは評価できる。しかし、中小企業がこれまで蓄積した技術や信用を絶やすことなく次世代へ引き継いでいくためには、贈与税・相続税の減免、適用期間の延長を要望する。また、事業用資産の評価については、一般財産から切り離すべきであり、非上場株式を含めた事業資産への課税は軽減を要望する。

□法人市民税について

長野法人会エリア内の法人住民税（法人市町村民税）の課税状況をみると、長野市および須坂市だけが地方税法で定められた標準税率を超えた超過税率で課税している。法人所在地により納税額に違いがあることは公平性に欠けるため、行政においては標準税率採用に向け歳出削減等努力することを要望する。また当該2市の事業者自身、超過税率で納税していることの認識がない割合が高いが、これは議会や行政からの説明が不十分であることの現れであり、説明義務の更なる履行を求めたい。

□その他

以下の個別事項に関する当会の姿勢を記載する。

1) 欠損金繰越控除

全額控除は大企業には適用せず、控除期間は20年以上とする。

2) 外形標準課税

雇用の抑制につながるのを廃止すべき。

3) 事業所税

創業や雇用の抑制につながるのを廃止すべき。

4) 固定資産税

償却資産への課税は廃止すべき。また評価額の最低限度5%を1円とすべき。

